

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉県山武市

## 公表日

令和5年12月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく下記の事務を行う。 ①自立支援給付の支給及び支給認定の変更に関する事務。 ②地域相談支援給付決定の変更に関する事務。 ③地域生活支援事業の実施に関する事務。 ④重度心身障害者の医療費等助成に関する事務。
③システムの名称	Acrocity福祉総合システム、中間サーバ、番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障がい者台帳、障がい者(児)総合支援、重度障がい者医療	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項及び別表第1 ・山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第2項及び別表第1第5の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第2の16、26、56の2、57、87、109、116の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第二の108、109、110の項 ・山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条及び別表第1第5の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山武市 保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒289-1392 山武市殿台296番地 山武市 総務部 総務課 行政係 (0475-80-1112)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒289-1392 山武市殿台296番地 山武市 保健福祉部 社会福祉課 障がい福祉係 (0475-80-2614)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 齊藤 志志	社会福祉課長 綿貫 映子	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 綿貫 映子	社会福祉課長 浅野 たき江	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更			事後	
令和3年10月1日	2. 特定個人情報ファイル名	心身障がい者台帳ファイル、障がい者(児)総合支援	心身障がい者台帳、障がい者(児)総合支援、重度障がい者医療	事後	
令和3年10月1日	3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項及び別表第1</li> </ul>	事後	
令和3年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>【情報提供の根拠】</li> <li>番号法第19条第7号及び第9号ならびに別表第2の16、26、56の2、57、87、109、116の項</li> <li>【情報照会の根拠】</li> <li>番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第二の108、109、110の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【情報提供の根拠】</li> <li>番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第2の16、26、56の2、57、87、109、116の項</li> <li>【情報照会の根拠】</li> <li>番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第二の108、109、110の項</li> </ul>	事後	
令和4年11月7日	3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項及び別表第1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項及び別表第1</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</li> </ul>	事後	
令和5年12月14日	3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項及び別表第1</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項及び別表第1</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第2項及び別表第1第5の項</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</li> </ul>	事後	地域生活支援事業の実施に関する事務の情報連携開始に伴い、根拠となる法令を追加
令和5年12月14日	II しいき値判断項目 いつの時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	地域生活支援事業の実施に関する事務の情報連携開始に伴い、しいき値判断項目の再検査を実施
令和5年12月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>【情報提供の根拠】</li> <li>番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第2の16、26、56の2、57、87、109、116の項</li> <li>【情報照会の根拠】</li> <li>番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第二の108、109、110の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【情報提供の根拠】</li> <li>番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第2の16、26、56の2、57、87、109、116の項</li> <li>【情報照会の根拠】</li> <li>番号法第19条第8号及び第9号ならびに別表第二の108、109、110の項</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条及び別表第1第5の項</li> </ul>	事後	
令和5年12月21日	3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項及び別表第1</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第2項及び別表第1第5の項</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項及び別表第1</li> <li>山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第2項及び別表第1第5の項</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</li> </ul>	事後	